

2021年2月25日
株式会社 西部川崎

「小型車両系建設機械運転業務特別教育」
における講習時間不足について

この度、平成19年以降、当社が実施しました標記特別教育において、関係法令で定められた講習時間に対して実際の講習時間が不足していたということが判明いたしました。

本件は、資格取得ならびにそのための技術・安全の向上を目的とした教習業務に対する信頼を揺るがす行為であり、お客様をはじめ関係者の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

記

【本件の経緯】

2021年1月28日に行われた諫早労働基準監督署による立ち入り調査により、弊社にて実施してまいりました小型車両系建設機械運転業務特別教育において、「労働安全衛生規則（抄）」の誤った解釈・運用により、学科1時間30分・実技4時間の講習時間が不足していることが判明いたしました。

本件につきましては、対象となるお客様に対して不足時間分の補講を実施させていただきます。

【補講対象となるお客様】

弊社が発行した「特別教育修了証（小型車両系）」をお持ちで、車両系建設機械運転技能講習修了証を取得されていない方。

- * 誠に申し訳ございませんが、別紙調査票に基づいて実態調査を実施させていただきますので、同封の返信用封筒に「調査票」と関連資料のご返送をお願いいたします。
- * 後日、速やかに上記「調査票」を集計し、補講開催会場・日時等詳細につきましてご連絡させていただきます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

株式会社 西部川崎 ・業務部 代表【 TEL 0957-26-5533 】